

令和 8 年度石川県立学校入学検定の手数料減免について (令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨関係)

1 目的

石川県手数料条例（平成 12 年 3 月 24 日石川県条例第 7 号）第 5 条の規定による石川県立学校の入学検定手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

2 減免の対象者

- (1) 令和 8 年度石川県立学校入学検定を受検する者で、令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）及び令和 6 年奥能登豪雨（以下「豪雨」という。）により、保護者等の家屋が半壊以上の被害を受けた者とする。
- (2) 「家屋」とは、地震及び豪雨直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分を問わないものとする。
- (3) 「半壊以上」とは、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかを指し、罹災証明書により判断するものとする。

3 減免の額

入学検定手数料の全額を免除するものとする。

4 減免の申請手続

- (1) 所定の入学願書に添付の使用料（手数料）納入票の「証紙はり付け欄」に、入学検定手数料分の県証紙をはり付けずに「免除申請者」と記入する。
- (2) 上記の入学願書に罹災証明書の写しを添付し、受検先の県立学校に提出する。

5 減免の決定

- (1) 減免の決定は、入学願書に添付された罹災証明書の写しに記載されている、住家の被害の程度の結果の審査によって行うものとする。
- (2) 減免申請者への受検票の交付をもって、入学検定手数料の減免の決定の通知とする。

6 その他

- (1) 上記に定める事項以外の取り扱いは、別に教育政策課長に協議するものとする。
- (2) この運用の適用期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。